

## 鹿屋市配合飼料価格高騰対策事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、飼料価格の高騰に伴い、畜産経営に多大な影響を受けている畜産経営体の負担を緩和するため、国が実施する配合飼料価格安定制度に加入している畜産を主とする畜産経営体に対し、予算の範囲内において鹿屋市配合飼料価格高騰対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号）及びこの要綱の定めるところによる。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、配合飼料価格安定制度に加入している市内の畜産経営体であって、次に掲げる要件に全て該当するものとする。

- (1) 市内に居住し、かつ、鹿屋市の住民基本台帳に記録されていること。ただし、法人にあっては、市内に事業所又は営業所を有していること。
- (2) 市内に経営する畜舎があること。
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) 鹿屋市暴力団排除条例（平成24年鹿屋市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。

### (補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象者が負担する配合飼料価格安定対策事業補助金交付要綱（昭和50年2月13日付け50畜B第303号農林事務次官依命通知）第2(1)に規定する配合飼料価格安定基金（以下「基金」という。）の令和4年度の積立額とする。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、1補助対象者当たり100万円を上限とする。

### (補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請人」という。）は、鹿屋市配合飼料価格高騰対策事業補助金交付申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、令和5年2月28日までに市長に提出しな

なければならない。

(1) 鹿屋市配合飼料価格高騰対策事業補助金基金加入実績報告書（別記第2号様式）

(2) 基金の契約書の写し及び基金の積立額の支払を証明できる書類

(3) 市税の滞納がないことを証明する書類

(4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び額の確定）

第6条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付決定及び交付額の確定を行い、その旨を鹿屋市配合飼料価格高騰対策事業補助金交付決定及び交付確定通知書（別記第3号様式）により申請人に通知するものとする。

（補助金の返還）

第7条 市長は、申請人が申請書及びその添付書類に虚偽の記載をし、又は不正の手段により補助金の交付を受けたと認めたときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

1 この要綱は、令和4年6月30日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

3 第7条の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日以後も、なおその効力を有する。

別記

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請人

住所

氏名

鹿屋市配合飼料価格高騰対策事業補助金交付申請書

鹿屋市配合飼料価格高騰対策事業補助金の交付を受けたいので、鹿屋市配合飼料価格高騰対策事業補助金交付要綱第5条の規定により下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 鹿屋市配合飼料価格高騰対策事業補助金基金加入実績報告書（別記第2号様式）
- (2) 基金の契約書の写し及び基金の積立額の支払を証明できる書類
- (3) 市税の滞納がないことを証明する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請人

住所

氏名

鹿屋市配合飼料価格高騰対策事業補助金基金加入実績報告書

配合飼料価格安定制度で設定した配合飼料価格安定基金の契約数量及び補助対象期間内の積立額について、次のとおり報告します。

1 基金契約数量（令和4年度）

No.	契約の相手方	4月～ 6月分	7月～ 9月分	10月～ 12月分	1月～ 3月分
①		t	t	t	t
②		t	t	t	t
③		t	t	t	t
合 計		t	t	t	t

2 基金積立額（令和4年度）

期 間	積立額			
	①	②	③	計
4月～6月分	円	円	円	円
7月～9月分	円	円	円	円
10月～12月分	円	円	円	円
1月～3月分	円	円	円	円
合 計	円	円	円	円

第3号様式（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市配合飼料価格高騰対策事業補助金交付決定及び交付確定通知書

年 月 日付けで申請のあった鹿屋市配合飼料価格高騰対策事業補助金については、鹿屋市配合飼料価格高騰対策事業補助金交付要綱第6条の規定により下記のとおり交付することに決定し、交付額は交付決定額と同額に確定したので通知します。

記

1 交付決定額 金 円

2 交付確定額 金 円

3 交付の条件等

鹿屋市配合飼料価格高騰対策事業補助金交付要綱に違反し、又は不正の手段により補助金を受けたことが判明した場合は、交付した補助金の全部又は一部を返還しなければならない。